

子育て支援型共同住宅推進事業（概要）

事業の要旨

共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象とした以下の取組を支援することにより、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進める。

・事故や防犯対策などの子どもの安全・安心の確保に資する住宅の新築・改修 / 子育て期の親同士の交流機会の創出のため、居住者間のつながりや交流を生み出す施設の設置

事業の概要

○補助対象となる共同住宅

・賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修 ※複数棟の申請をする場合、棟単位で申請・対象条件等を満たす必要あり

○補助内容（下表の「取り組み事項（補助対象）」参照）

- ①「子どもの安全確保に資する設備の設置」に対する補助：補助対象事業費のうち、新築1/10、改修1/3（上限100万/戸）
- ②「居住者等による交流を促す施設の設置」に対する補助：補助対象事業費のうち、新築1/10、改修1/3（上限500万）

子どもの安全確保に資する設備の設置

※新築は全項目実施必須 / 改修は⑥・⑫・⑮・⑯・⑰の事項の実施必須

| 目的 | | 取り組み事項（補助対象） |
|------------|-------------------------|--|
| 視点 | 配慮テーマ | |
| 住宅内での事故防止 | (1) 衝突による事故を防止する | ① 造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事（面取り加工） ② ドアストッパー又はドアクローザーの設置 |
| | (2) 転倒による事故を防止する | ③ 転倒による事故防止工事（洗面・脱衣室の床はクッション床） ④ 人感センサー付玄関照明設置 ⑤ 足元灯等の設置 |
| | (3) 転落による事故を防止する | ⑥ 転落防止の手すり等の設置 |
| | (4) ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する | ⑦ ドアや扉へ指詰め防止工事 |
| | (5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する | ⑧ 子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置 ⑨ チャイルドフェンス等の設置 |
| | (6) 感電や火傷を防止する | ⑩ シャッター付コンセント等の設置 ⑪ 火傷防止用カバー付き水栓、サーモスタット式水栓等の設置 ⑫ ファイロブロックや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置 |
| 子どもの様子の見守り | (7) 子どもの様子を把握しやすい間取りとする | ⑬ 対面形式のキッチン等の設置 ⑭ 子供を見守れる間取りへの工事（キッチンに面したりビング） |
| 不審者の侵入防止 | (8) 不審者の侵入を防止する | ⑮ 防犯性の高い玄関ドア等の設置 ⑯ 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置 ⑰ 防犯カメラ設置 |
| 災害への備え | (9) 災害時の避難経路の安全を確保する | ⑱ 家具の転倒防止措置のための下地処理工事 ⑲ 避難動線確保工事 |

補助対象のイメージ

- **子どもの安全確保に資する設備**
浴室扉への外鍵設置や窓からの転落防止



- **交流を促す施設**
交流場所として利用できる多目的室や、プレイロットを設置



居住者等による交流を促す施設の設置

※以下のうち2項目以上を実施 / 新築は必須、改修は補助対象とする場合のみ

| 取り組み事項（補助対象） |
|-------------------------------------|
| ⑳ 交流場所として利用できる多目的室 [キッズルーム・集会室] の設置 |
| ㉑ プレイロット [遊具・水遊び場・砂場] の設置 |
| ㉒ 家庭菜園の設置 |
| ㉓ 交流用ベンチの設置 |

子育て支援型共同住宅推進事業（事業要件・交付申請者）

事業の要件

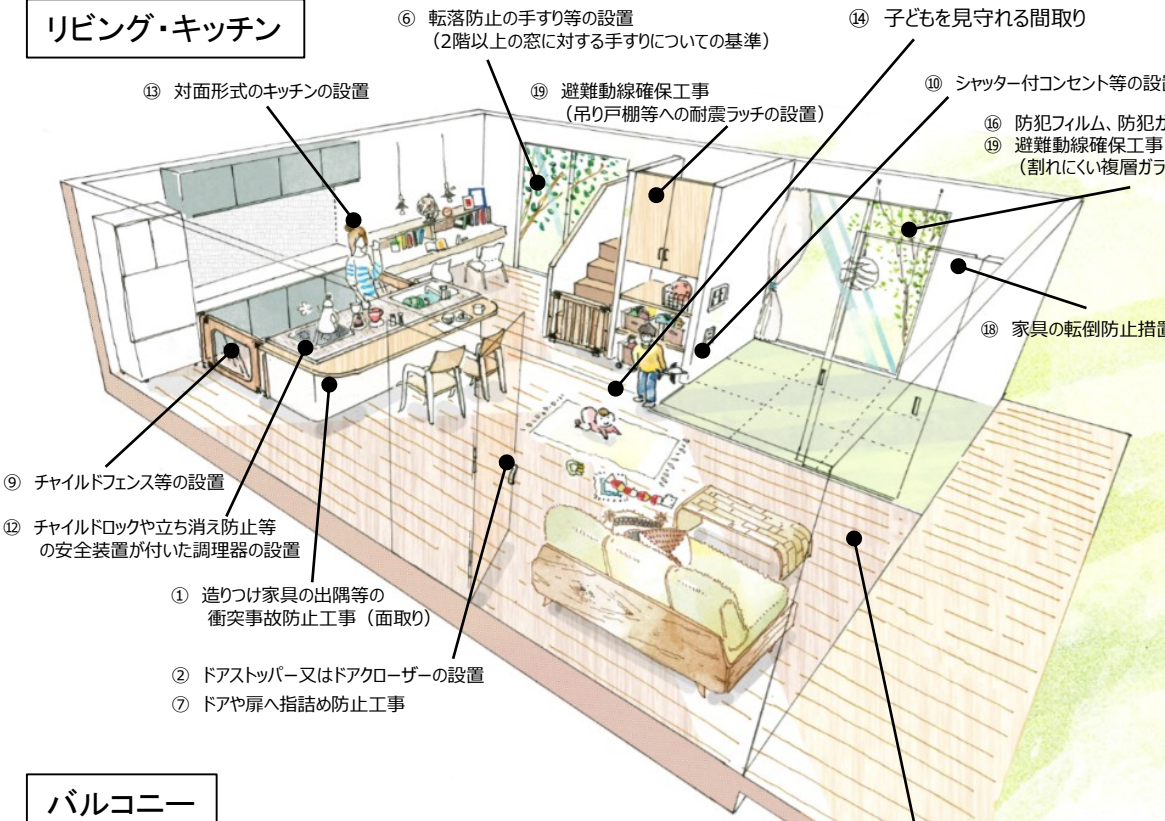
| | 賃貸住宅建設型 | 賃貸住宅改修型 | マンション改修型 |
|---|--|---------|----------|
| ① | 賃貸住宅の入居者（世帯）又は分譲マンションの居住者が、子育て世帯（※1）であること（※2）。 ※1 小学生以下の子どもを養育している世帯 ※2 賃貸住宅においては、募集開始から3か月間は子育て世帯に限定して入居者募集を行うこと。3か月以上の間、入居者を確保できない場合は、子育て世帯以外の者を入居させることができる。 | | |
| ② | 住戸の専有部分が40㎡以上であること。 | | |
| ③ | 対象住戸を含む建物は新耐震基準に適合していること。 | | |
| ④ | 建物の所在地が土砂災害特別区域に該当しないこと。 | | |
| ⑤ | 住宅が省エネ基準に適合していること。 | | |
| ⑥ | 上記①～⑤の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」を整備する住戸が1棟当たり5戸以上であること。 | | |
| ⑦ | 「居住者等による交流を促す施設」を整備する場合、上記①～③の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」の実施必須事項の整備水準を満たす住戸が1棟当たり5戸以上であること。 | | |

補助を受ける者（交付申請者）

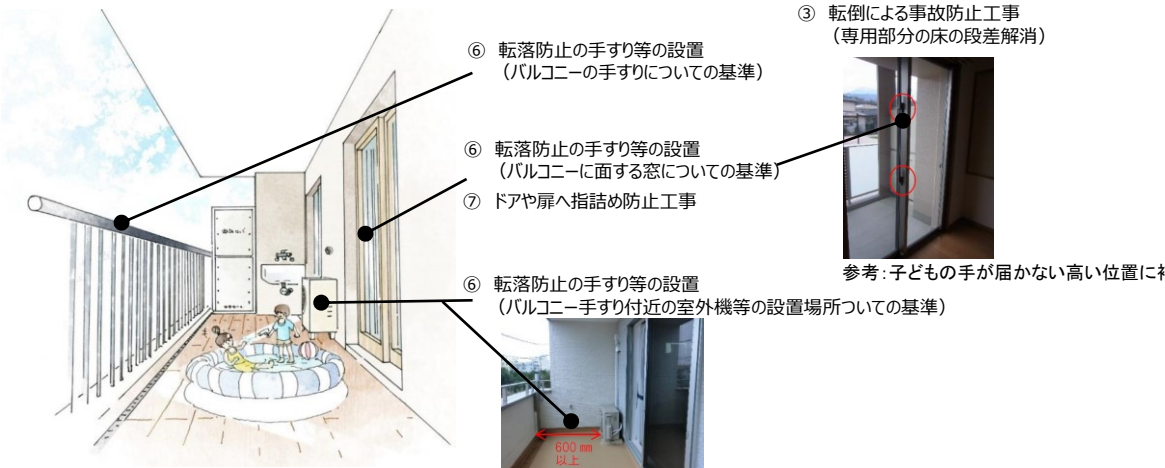
| | 賃貸住宅建設型 | 賃貸住宅改修型 | マンション改修型 |
|-------|---------------|---|--|
| 交付申請者 | 賃貸住宅所有者（オーナー） | <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅所有者（オーナー） ・サブリース事業者（賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合） ・賃借人（自身が子育て世帯であり、かつ賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合） | <ul style="list-style-type: none"> ・区分所有者（自身が子育て世帯である居住者） ・マンション管理組合 |

子どもの安全確保に資する設備の設置イメージ

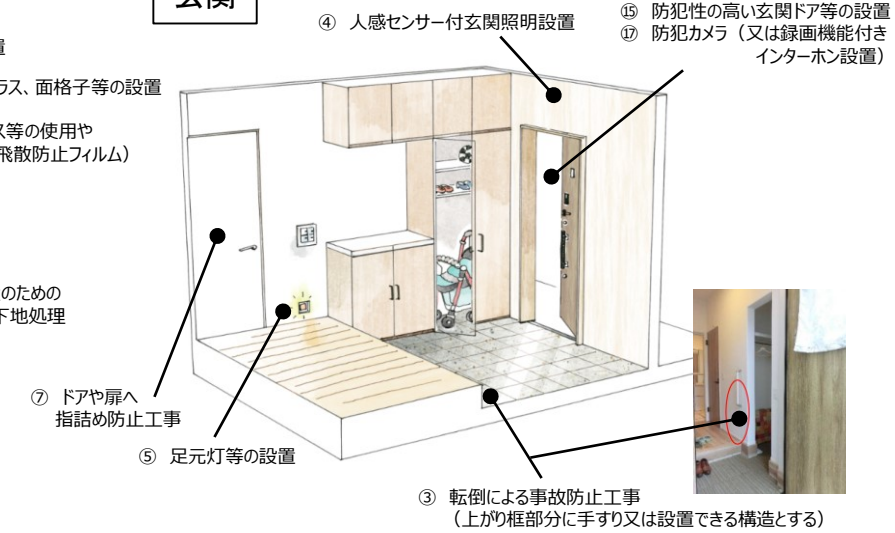
リビング・キッチン



バルコニー



玄関



浴室及び洗面・脱衣室

